

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和8年6月22日

香 美 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		香美市土佐山田町（佐野、山田）、香美市香北町（永野）	無	令和5年度～令和9年度	ものベジ
		○		香美市香北町（菰生野、美良布、永野、下野尻、吉野、根須、清爪、五百蔵）	無	令和7年度～令和11年度	香北有機農業研究会
		○		香美市土佐山田町（山田、下ノ村、林田）	無	令和7年度～令和11年度	AKTチーム